

## 新規イベント支援事業

### 【目的】

- ・新たなイベントの開催、あるいは既存のイベント内容のリニューアルを促すことを目的とし、常に新しいことを行うまちを印象付け、富良野市の商業、観光業の魅力の向上、話題づくりにつなげる。
- ・商店主等と地域住民／消費者との交流拡大を促すことを目的とし、商業活動の活性化につなげる。

### 【補助交付金額】

補助率	補助金限度額
市長が認めた補助対象経費の 2/3 以内	20 万円

※補助対象経費の総額が 10 万円未満となった場合は、この補助金の対象外となります。  
→ 事業効果が小さいと判断します。

### 【対象者】

- ・中小企業団体等

### 【対象となる事業】

- ・新たなイベント、既存のイベント内容をリニューアルして実施するもので、次の対象要件に合致するものを対象とします。

対象要件
<ul style="list-style-type: none"><li>・主催者に中小企業者が参画していること。</li><li>・誰もが参加できるイベントであること（イベントの性格上、未就学児童の入場制限をかけるなど、多少の資格制限を設けるものについては、かまわない）。</li><li>・一定の集客が見込め、イベント開催地域における回遊などの波及効果を期待できるもの。</li><li>・中小企業者と地域住民又は観光客との交流が図られるものであること。</li></ul> ※事業計画に商店主等と消費者の交流を拡大していくような取り組みを盛り込んでください。

※イベントの立ち上げ、リニューアルを行った初年度のみを対象とし、同一事業への当該補助金の交付は 1 回限りとします。

※中小企業等の振興を図ることが最終目的であるため、どんなイベントでも対象になるわけではありません。必要に応じ聞き取りなどを実施し事業内容を精査します。

### 【対象となる経費】

- ・補助対象と認められるものは、イベント実施に必要なだと市長が認めた経費とします。
- ・内容をリニューアルする場合は、内容が変わったと認められる事業部分のみ補助対象とします。

### 【対象とならないもの】

- ・次の経費は対象外とします。
  - (7) 備品購入費（ただし、取得価格 10 万円未満のもので、リース・レンタルによる使用が困難なものを除く）
  - (4) 食糧費（飲食費）
  - (9) 過度な賞品・景品類（対象範囲の詳細は Q&A を参照）
- ・他の補助金等の助成を受けたときは、この補助金の対象とすることはできません。
- ・過去にこの補助金を受けたことがある事業は対象にすることができません。

## 【申請フロー】



### 1 申請

補助対象事業に着手する1ヶ月前までに、次の書類一式を提出してください。

①	申請書（第1号様式）	
②	申請者確認書類	②-1 個人事業の場合→住民票（抄本）（有料） （複合庁舎1階総合窓口）※個人番号記載不要 ②-2 法人事業の場合→法人登記事項証明書（有料） ②-3 中小企業団体の場合→団体の所在地、活動内容、予算決算、団体に加盟している会員がわかる資料 ※②-1、2は発行して3か月以内のもの、②-3は直近のものに限る。いずれも写しで問題ない。
③	事業計画書（別紙様式）	
④	補助金等交付申請額算出調書（第2号様式）	収支予算書との整合性に注意
⑤	収支予算書（第3号様式）	金融機関から借入する場合、その額も記入する
⑥	市税の滞納がないことの証明書類	納税証明書（複合庁舎1階総合窓口）または滞納がないことの証明書（複合庁舎2階税務課4-3番窓口）のどちらか（※どちらも有料） ※発行して1週間以内のもの。申請者が、申請時点で市税の納入義務を負わない場合は、証明書の提出は不要。
⑦	暴力団員ではない旨の誓約書	
⑧	納税対応状況申出書	消費税の免税事業者、簡易課税事業者は提出
⑨	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり

### 2 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、市から連絡し、「補助金交付決定通知書」をお渡しします。書類審査には、10日～14日程度かかります。

### 3 変更

申請内容に変更が生じた場合は、相談のうえ速やかに次の書類を提出してください。

(1) 事業内容が大幅に変更になったとき

①	変更承認申請書（第5号様式）	
②	事業計画書（別紙様式）	申請時に提出したものから変更箇所がわかるように記入

※注意！ 変更により補助目的に合致しなくなった場合、交付決定を取り消すことがあります。

(2) 事業を取りやめたとき

①	中止・廃止承認申請書（第6号様式）	
---	-------------------	--

#### 4 実績報告

補助事業の完了後1ヶ月以内に、次の書類を提出してください。

①	実績報告書（第8号の3様式）	
②	事業実績書（別紙様式）	
③	補助金等交付申請額算出調書（第2号様式）	
④	収支決算書（第9号様式）	
⑤	支払いを証明する書類	領収書、振込用紙、通帳の写しなど
⑥	成果物の写真	
⑦	その他事業実施の成果物	
⑧	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり

#### 5 補助金の確定

申請どおりの事業内容が確認できれば、市内部で補助金の確定手続きを行います。手続きが済みましたら、市から申請者へ連絡し、「補助金確定通知書」をお渡しします。

#### 6 補助金の請求

補助金の確定通知を受け取ったら、速やかに次の書類を提出してください。

①	請求書（第11号の1様式）	
②	振込口座を確認できる書類	銀行名・支店名・口座名義・口座番号が確認できるもの ※通帳の表紙を見開いたページの写し など

※注意！ 補助金の振込先口座は、申請事業者または申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

#### 7 補助金の振込

補助金の請求が確認できれば、市で振り込み手続きを行います。  
振り込み日は、請求書提出日からおおよそ2週間～1ヶ月です。

## 【Q&A】

(市外で実施されるイベント)

Q 1	市内の中小企業団体等が市外でイベントを実施する場合、または市外で実施されるイベントで主に市内事業者が参加する場合、新規イベント支援事業の補助金の対象となるか？
A 1	イベント実施にあたって、富良野市の商業、観光業の魅力向上、話題づくりにつなげることや、地域住民や消費者との交流拡大を促すことを目的としており、イベント開催地域における回遊などの波及効果を期待できるものを対象要件としていることから、市外で実施される事業については対象外とする。

(市外事業者が市内でイベントをする場合)

Q 2	市外事業者が主催する市内イベントに市内事業者が参画する場合、新規イベント支援事業の補助金の対象となるか？
A 2	市内事業者への補助が原則であるため市外事業者が主催するイベントは補助の対象としない。

(賞品・景品の取扱い)

Q 3	イベント参加者への景品等の購入費用は補助金の対象経費となるか？
A 3	消費者庁が定める景品類の定義に該当し、景品規制に抵触しないものの経費であれば補助金の対象となる。

(参考資料：消費者庁 HP 景品規制の概要より)

### ●景品類の定義

一般に、景品とは、粗品、おまけ、賞品等を指すと考えられますが、景品表示法上の「景品類」とは、

- (1) 顧客を誘引するための手段として、
- (2) 事業者が事故の供給する賞品・サービスの取引に付随して提供する
- (3) 物品、金銭その他の経済上の利益

であり、景品類に該当する場合は、景品表示法に基づく景品規制が適用されます。

### ●一般懸賞

商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供することを「懸賞」といい、共同懸賞以外のものは、「一般懸賞」と呼ばれています。

例)・抽選券、じゃんけん等により提供

- ・一部の商品にのみ景品類を添付して、外観上それが判断できない場合
- ・パズル、クイズ等の回答の正誤により提供
- ・競技、遊戯等の優劣により提供 など

(一般懸賞における景品類の限度額)

懸賞による取引価額	景品類限度額	
	最高額	総額
5,000 円未満	取引価額の 20 倍	懸賞に係る売上予定総額の 2%
5,000 円以上	10 万円	

### ●共同懸賞

以下のように、複数の事業者が参加して行う懸賞は、「共同懸賞」として実施することができます。

- ・一定の地域(市町村等)の小売業者又はサービス業者の相当多数が共同で実施
- ・「～まつり」等、一定の地域の同業者の相当多数が共同で実施 など
- ・中元・歳末セール等、商店街(これに準ずるショッピングビル等を含む。)が実施

(共同懸賞における景品類の限度額)

景品類限度額	
最高額	総額
取引価額にかかわらず 30 万円	懸賞に係る売上予定総額の 3%

●総付景品

一般消費者に対し、「懸賞」によらずに提供される景品類は、一般に「総付（そうづけ）景品」、「ベタ付け景品」等と呼ばれており、具体的には、商品・サービスの利用者や来店者に対してもれなく提供する金品等がこれに当たります。商品・サービスの購入の申し込み順又は来店の先着順により提供される金品等も総付景品に該当します。

(総付景品の限度額)

取引価額	景品類の最高額
1,000 円未満	200 円
1,000 円以上	取引価額の 10 分の 2

●オープン懸賞(参考)

景品表示法上、商品・サービスの利用者や、来店者を対象として金品等を提供する場合は、「取引に付随」して提供するものとみなされ、景品規制の適用対象となります。

他方、新聞、テレビ、雑誌、ウェブサイト等で企画内容を広く告知し、商品・サービスの購入や来店を条件とせず、郵便はがき、ファクシミリ、ウェブサイト、電子メール等で申し込むことができ、抽選で金品等が提供される企画には、景品規制は適用されません。このような企画は、一般に「オープン懸賞」と呼ばれています。

オープン懸賞で提供できる金品等の最高額は、従来、1000 万円とされていましたが、平成 18 年 4 月に規制が撤廃され、現在では、提供できる金品等に具体的な上限額の定めはありません。